



社会福祉法人
飯田市社会福祉協議会

マメ太郎&マメ子

令和6年度一般職員採用試験実施要綱

新卒(既卒3年以内含む)対象 【令和7年4月採用】

令和6年5月1日

受験申込受付期間	令和6年5月1日(水)～令和6年6月28日(金)
第1次試験	令和6年7月6日(土)

【飯田市社会福祉協議会 基本理念】

わたくしたちは、地域と命の尊さを守るため
「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。



飯田市社会福祉協議会では、令和7年4月1日採用の一般職員採用試験を、下記のとおり実施します。受験対象は新卒者（既卒3年以内含む）です。

記

1 飯田市社会福祉協議会のあらまし

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に「地域福祉を推進する中核的な団体」として位置づけられ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することが使命とされている、極めて公益性の高い社会福祉法人です。

飯田市社会福祉協議会は、従来からの役割であった住民や関係団体・行政間の連絡調整（いわゆる地域福祉）だけでなく、住民の個別ニーズにも積極的にアプローチするため、介護保険事業等の各種福祉サービスの展開など、広く飯田市の福祉推進を図っています。

社協が持つ「公益性」、「地域性」及び「総合性」を活かし、「全ての市民の皆さんが会員でありサービスの対象者である」という基本的な考え方で、新しい時代にふさわしい社協を目指しています。

2 試験の区分及び採用予定人数

職種	人数	当初配属予定部署	必要資格
地域福祉課職員 (福祉総合職)	2名	【地域福祉推進係、生活相談支援係】 地域住民の福祉活動の支援や、住民の困りごとの相談対応や課題解決に向けた支援を行っています。	社会福祉士、社会福祉主事等
在宅サービス課介護職員	1名	【デイサービスセンター、ヘルパー】 高齢者の在宅での暮らしを支えるため、介護保険における訪問介護事業や通所介護事業を運営しています。	介護福祉士
施設サービス課介護職員	1名	【特養飯田荘、特養第二飯田荘】 ご自宅での生活が困難な高齢者の、安全、安心した生活環境を確保できるように、飯田荘、第二飯田荘を運営しています。	介護福祉士、初任者研修修了者
遠山地域事業課介護職員	1名	【特養遠山荘】 遠山地域における福祉の拠点を目指す遠山地域事業課として、地域に根ざした遠山荘の運営を行っています。	介護福祉士、初任者研修修了者

3 給料等（令和6年4月1日現在の内容であり、今後変更となる場合があります）

(1) 初任給の目安（基本給+業務手当、資格手当、職場手当、夜間介護手当 等）※既卒3年まで

区分	初年度
地域福祉課職員（福祉総合職）	183,500円～198,500円
在宅サービス課勤務（社協ヘルパーステーション ホームヘルパー）	174,500円～191,500円
施設サービス課、遠山地域事業課勤務（飯田荘、第二飯田荘、遠山荘） *夜勤4日想定	202,700円～219,700円

(2) 基本給

区分	説明
年齢給	年齢に応じて支給（1年ごと昇給あり）
スタートアップ給	学歴等により一定期間支給
経験給	社協採用時からの経験年数に応じて支給（昇給あり）採用6ヶ月経過後に付加
職能給	職責（主任、係長・所長、課長）に応じて付加

(3) 諸手当

区分	説明
業務手当	資格取得一時金（規程に定められた福祉関連の資格取得時） 資格手当、職能手当、職場手当、夜間介護手当、緊急出勤手当等（該当条件あり）
その他手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当 等（該当条件あり）

※ 介護職員処遇改善手当は処遇改善加算と賞与の比較により支給の場合あり

(4) 遠山地域での勤務が可能な方、希望される方の採用特例

区分	説明
家賃補助	居住される場合は公営住宅等を紹介します。 ※家賃補助があります(10,000円)。
通勤手当増額	市街地等から通勤される場合も、通勤手当を増額してあります

(5) 賞与

区分	説明
賞与	年額基本給の4.34月分（6月に2.15月分、12月に2.19月分） ※経営状況に応じた令和5年度実績であり、確約されたものではありません。
特別賞与	前年度の法人経営実績により、上記賞与とは別に支給の場合あり

(6) 休暇

区分	説明
休日	勤務表による月9～10日の休日 年間休日110日
年次有給休暇	初年度15日（採用半年まで5日の特別付与あり）
特別有給休暇	夏季休暇（4日）、冬季休暇（2日）、結婚休暇、配偶者の出産、忌引休暇 等

(7) その他

- ・ 介護職員については、特養配属の場合、夜間勤務があります。
- ・ 勤務場所及び職種については、異動によって将来変更となる場合があります。
- ・ 定年は満60歳を迎える年度の末日ですが、再雇用制度があります。
（1年ごとの契約更新で、上限75歳）

4 応募資格

(1) 資格・免許（令和6年春までに行われる国家試験等による取得見込含む）

職種	資格・免許
地域福祉課職員	・ 社会福祉士資格または社会福祉主事資格、もしくは4年制大学または福祉系短大(専門学校)卒業見込みの方 ・ 普通自動車運転免許（AT限定可）
在宅サービス課 介護職員	・ 介護福祉士資格または初任者研修修了者 ・ 普通自動車運転免許（AT限定可）

施設サービス課 介護職員	・介護福祉士資格または初任者研修修了者 ・普通自動車運転免許（A T 限定可）
遠山地域事業課 介護職員	・介護福祉士資格または初任者研修修了者 ・普通自動車運転免許（A T 限定可）

(2) 次のいずれかに該当する方は、この試験を受験できません。

ア 成年被後見人及び被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験

(1) 第1次試験

試験の方法	内容	日時	場所
筆記試験 (2時間程度)	適性検査 一般教養試験	令和6年7月6日(土) 9:30~12:30	さんとぴあ飯田 (飯田市東栄町)
作文試験 (1時間程度)	作文 (課題は当日発表)		

※ 第1次試験前に書類選考を行います。書類選考の結果によって、第1次試験を受験できない場合がありますので、ご了解下さい。(該当者には通知いたします)

※ 第1次試験合格については、試験後2週間以内に受験者全員に直接通知いたします。

(2) 第2次試験

試験の方法	内容	日時	場所
口述試験 (20分程度)	個別面接	令和6年7月20日(土) (第1次試験合格者に通知)	さんとぴあ飯田 (飯田市東栄町)

※ 第1次試験合格者を対象に行います。

※ 第2次試験合格については、試験後2週間以内に受験者全員に直接通知いたします。

※ 県外の応募者の場合、WEBでの面接も可能です。

(3) 感染症への対応

- ・発熱等、体調が悪い場合は事前にご連絡ください。当日の受験を控えていただく場合は、別の試験日程を考慮します。
- ・試験会場の定期的換気に伴う室温の変化については、自身で服装を管理してください。

6 受験手続

(1) 試験申込書の入手方法

区分	説明
来所による入手	飯田市社会福祉協議会総務課（さんとぴあ飯田内）で受け取り
ホームページから入手	飯田市社会福祉協議会のホームページからダウンロード (http://iidashakyo.or.jp/) ※カラー印刷でなくても可
郵送による入手	「申込者の宛先（郵便番号・住所・氏名等）」を明記し、140円切手を貼った

	角型 2 号（サイズ：240 ミリ×332 ミリ相当）の封筒を、飯田市社会福祉協議会総務課（〒395-0024 長野県飯田市東栄町 3108-1）まで送付
--	---

(2) 申込方法

区分	説明
持参による申込	試験申込書に受験者本人が必要事項を記入し、「 <u>受験者の宛先（郵便番号・住所・氏名等）</u> 」を明記した定型封筒に 84 円切手を貼ったもの（受験票の送付に使用します）を添えて、角型 2 号封筒（サイズ：240 ミリ×332 ミリ相当）に入れ、飯田市社会福祉協議会総務課（さんとぴあ飯田内）に提出
郵送による申込	試験申込書に受験者本人が必要事項を記入し、上記と同様の封筒を同封し、飯田市社会福祉協議会総務課（〒395-0024 長野県飯田市東栄町 3108-1）まで送付

(3) 受付

- ・ 受付期間は令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 6 月 28 日（金）までです。
- ・ 本人又は代理の方が持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までが受付時間となります。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日の受け付けはいたしません。
- ・ 郵送の場合は、令和 6 年 6 月 28 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- ・ 受験申込みの受付終了後、書類審査の上、受験対象者に第 1 次試験受験票を郵送します。
- ・ 応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。

7 採用

(1) 採用前の手続き

- ・ 採用内定者には受験資格の調査を行い採用決定します。（資格等が取得見込みの場合は、取得した事実を確認し決定となります）
- ・ 採用内定者には、採用前研修及び健康診断を実施します。

(2) 採用

- ・ 採用日は令和 7 年 4 月 1 日の予定です。（※既卒 3 年以内の方については、別途相談の上、早期採用も可）
- ・ 採用は、飯田市社会福祉協議会就業規則第 9 条の規定に基づく「試用期間」であり、採用日から起算して 6 ヶ月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- ・ 試行期間において、その職務が良好な成績でないと判断された場合（欠勤等含む）は、正式採用とならない場合があります。

(3) 採用の取り消し

- ・ 採用決定を受けた方が、社協職員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は採用されません。
- ・ 試験申込書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ・ 「資格・免許」欄に掲げる資格又は免許を取得する見込みである方が、当該免許又は資格を取得できなかったときは、採用されません。

8 その他

- ・ 受験する方の個人情報、職員採用の目的以外には使用しません。
- ・ 試験の選考内容については、一切お答えしません。
- ・ 試験について不明な事項は、飯田市社会福祉協議会総務課にお問い合わせ下さい。
（電話 0265-53-3040）